

屋外広告物

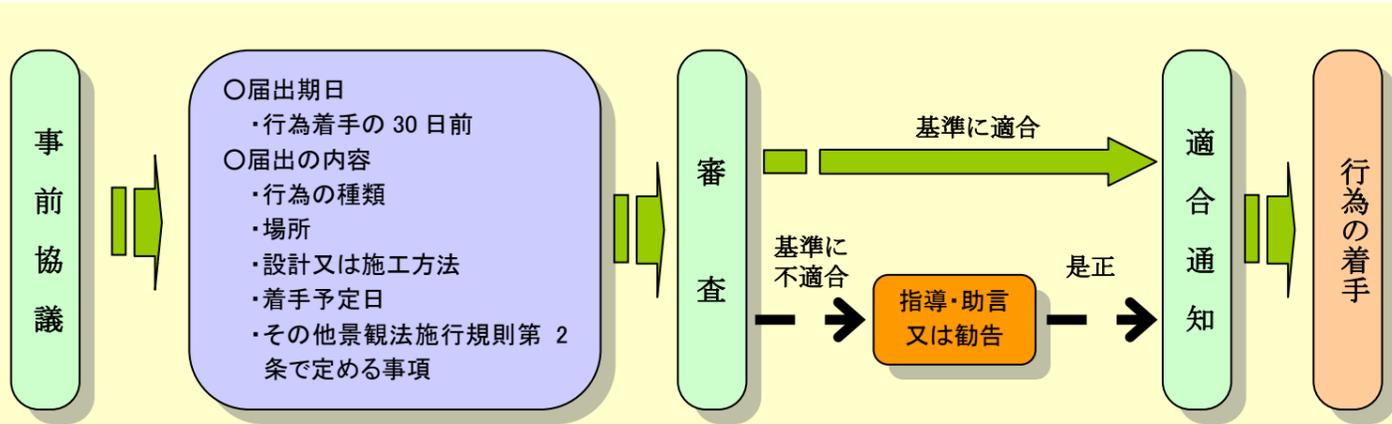
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については良好な景観の形成との調和が保たれるよう、必要な制限を行います。

届出対象行為

景観計画区域内で行われる以下の行為を届出対象行為と定めます。

届出対象行為の種類別	対象となる規模等
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	1) 軒の高さが7mを超えるもの(通常の2階建て住宅の場合は7m未満) 2) 延べ面積が500㎡を超えるもの(増築後、当該規模となるものを含む) 3) 従前の建物延べ面積の半分以上の修繕、模様替え 4) 従前の外壁の垂直投影面積の半分以上の外壁等の色彩の変更
工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	1) 高さが2.0mを超える擁壁や広告板等の工作物 2) 行為後の高さが2.0mを超える工作物 3) 当該変更部分にかかる部分が、外観の半分以上の修繕、模様替え 4) 変更に係る部分の垂直投影面積が、全体の垂直投影面積の10分の1を超える色彩の変更
開発行為(建築物の建築又は工作物の建設の用に供する目的で行う土地区画形質の変更)	1) 開発区域の面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが2mを超える法面を生じるもの (注)届出を行う必要のない堆積等についても本景観計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとする。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	1) 土石の堆積 ・高さ2m又は面積500㎡を超えるもの 2) 廃棄物、再生資源その他の堆積 ・高さ2m又は面積100㎡を超えるもの (注)堆積期間が30日を超えて継続しないものは除く

届出手順



※建築や開発の計画をお持ちの方は、下記の窓口でご相談ください。

お問い合わせ・ご連絡は下記の窓口です。

○西予市 建設部 建設課 まちデザイン係

〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

電話:0894-62-1111(代表) 0894-62-6410(直通)

ファクス:0894-62-6571



城川町田穂地区景観計画



日本棚田百選に選ばれた「堂の坂地区の棚田」



旅人の休憩所だった茶堂



棚田と一体となった石積みと樹林地



棚田のキャンドルイベント

西予市

